

各種無料相談

☎…日時 場…場所 定…定員 受…受付場所 問…問合せ ※①のあるものは要事前予約

弁護士による法律相談 ①

弁護士が契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

☎ ①9日(第2金曜)13時～15時30分
②23日(第4金曜)13時30分～16時30分
定 ①5名②6名(①②いずれも先着順)
受・問 住民相談室②2213

暮らしの相談

埼玉県から委託された専門の相談支援員が、経済的困りごとや就職活動支援等の相談に応じます。

☎ 9日(第2金曜)9時～12時
場 役場2階第8会議室
受・問 福祉課②2125

司法書士による法律相談 ①

司法書士が相続、遺言などの不動産登記、会社の登記、債務整理、成年後見手続きなどの相談に応じます。

☎ 22日(木)13時～15時
定 4名(先着順、8月14日まで予約受付)
受・問 住民相談室②2213

税の相談 ①

税理士会上尾支部税理士が、相続税・贈与税などの相談に応じます。

☎ 22日(木)10時～12時、13時～15時
受・問 税務課②2152

行政書士相談

行政書士が会社設立、農地転用、各種許可、相続、成年後見などの手続きの相談に応じます。

☎ 21日(第3水曜)13時～16時
受・問 住民相談室②2213

児童相談

相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

☎ 2日(金)10時～15時
受・問 伊奈町子育て支援センター⑦28-3482

住宅リフォーム相談 ①

建築士が住宅リフォーム対策についての相談に応じます。

受・問 住民相談室②2213

結婚相談

相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。

☎ 21日(水)9時30分～11時30分
場 ふれあい福祉センター相談室兼点訳室
問 伊奈町社会福祉協議会⑦22-9990

行政相談

行政相談委員が行政の業務に関する要望や苦情などの相談に応じます。

☎ 20日(第3火曜)10時～12時
受・問 住民相談室②2213

心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。

☎ 14日(水)・28日(水)9時～12時
場 ふれあい福祉センター相談室
問 伊奈町社会福祉協議会⑦22-9990

暴力団被害相談 ①

上尾警察署員が暴力団員等による不当な行為で困っている方の相談に応じます。

受・問 生活安全課②2284

創業相談

これから開業・独立を検討している方や将来起業(創業)しようとお考えの方の相談に応じます。

☎ 8時30分～17時15分(土日祝日休)
場 伊奈町商工会館
問 伊奈町商工会⑦22-3751

知的障がい者相談会

知的発達障害に関する悩みごとやお困りごとについて、町が委嘱している知的障害者相談員がお話を伺います。

☎ 22日(木)13時～16時(当日直接受付)
※電話相談も受け付けます。
受・問 福祉課②2121

消費生活相談

消費生活相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。

10月から消費税率が引き上げられます。引き上げと同時に軽減税率制度が実施されますので、お買い物の際にはご注意ください。
☎ 毎週月～木曜(祝日除く)
10時～12時、13時～15時
問 元気まちづくり課②2234

女性相談

※予約優先

専門の女性相談員が、DV、離婚問題や生活面の不安なことなど、女性の抱えるさまざまな悩み等を一緒に考え、解決する方法を探します。

☎ 28日(水)10時～12時、13時～14時
※相談は1人50分
問 人権推進課②2241

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、子どもをめぐるさまざまな人権問題(暴行、虐待、いじめ、体罰、インターネット関係等)への取り組みとして、通常の受付時間を延長するなどして、一人でも多くの子どもたちからの相談を受け付けます。

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員
※秘密は厳守します。

☎ 8月29日(木)～9月4日(水)8時30分～19時(土日は10時～17時)

電話番号①120-007-110
(全国共通・無料)

※IP電話からは接続できません。

問 さいたま地方法務局人権擁護課⑧59-3507

デートDV 知っていますか?

DVは、大人だけでなく大学生や高校生など、交際する者同士の間でも起きています。この交際相手からの身体的、精神的暴力をデートDVといいます。彼・彼女が好きだから「自分だけを見てほしい」「自分のことを最優先にしてほしい」と思うかもしれませんが、行き過ぎた嫉妬や相手の立場を無視した行為は、相手の自由を奪い、プライバシーの侵害にあたります。

デートDVの例

ばかにする、大声でどなる、他の人と仲良くしていると責める、メールの返事をすぐに返さないと怒る、メールをチェックする、常に行動をチェックする、殴る、蹴る、髪の毛を引っ張る、性的行為を強要する。

気になることがあれば、相談窓口をご紹介します。お友達を助けたい方もお電話ください。

問 人権推進課②2241

くらしの相談室 ①

街の法律家「行政書士」による遺言・相続・離婚・成年後見等の相談会です。

☎ 18日(第3日曜)9時～12時、13時30分～16時30分
定 6名(先着順)
受・問 ゆめくる⑦24-0717

住民無料相談室 ①

相続・遺言・離婚・成年後見など、身近な問題を埼玉県行政書士会会員に相談できます。相談は一人1時間までです。

☎ 9月1日(第1日曜)9時～12時、13時30分～16時30分
定 6組(先着順)
受・問 総合センター⑦22-9111

10月からふれあい収集を始めます

☎ クリーンセンター ☎ 728-5321

町では、ごみを集積所までご自分で持ち出すことが著しく困難で、近所の方や身近な人の協力を得ることが難しい方を戸別に訪問し、ごみを収集するふれあい収集を10月から始めます。

高齢者の方や障がいのある方の負担を軽減するとともに、声掛けを行うことを目的とする事業です。

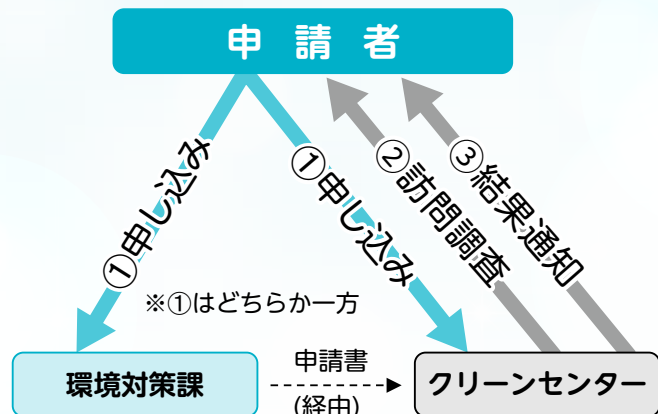
- ☑ ・ひとり暮らしの高齢者（原則65歳以上）または障がい者
 ・同居人が高齢者、障がい者、年少者等で構成される世帯に属する高齢者または障がい者
 ・上記に準ずる者で町長が特に必要と認めるもの

収集方法

原則として毎週1回、利用者ごとに指定した日に自宅の玄関前等からごみを収集し、あわせて声掛けを行います。家の中に入って収集することはできません。

収集するごみの種類は、ごみ収集カレンダーに記載されている種類に従って分別されたものを収集します。ただし、粗大ごみの収集は行えません。

- ☑ 9月2日(月)から利用申請書を環境対策課またはクリーンセンターに提出してください。申請書受付後、面談や現地訪問調査を行い、利用の可否について決定を行います。



「広報いな」をコンビニに設置しました！

広く町民のみなさんに手にとっていただけるよう、広報いなを町内コンビニエンスストアに設置しました。

設置店舗（北→南）

- セブンイレブン伊奈内宿店
 - ローソン伊奈学園前店
 - ファミリーマート伊奈学園前店
 - ローソン伊奈寿三丁目店
 - セブンイレブン伊奈大針店
 - セブンイレブン伊奈小室河原店
 - ミニストップ伊奈中央店
 - ファミリーマート伊奈本町店
 - ミニストップ伊奈本町店
 - セブンイレブン伊奈栄6丁目店
 - セブンイレブン伊奈小室店
 - セブンイレブン伊奈栄店
 - ファミリーマート伊奈南店
- ※設置店舗は変更になる場合があります。

☎ 秘書広報課 ☎ 2211

